

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の概要

趣旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講すべきその他の措置について定める。

主な内容

(1) 国の責務：迅速・適切な処理を図る

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、

① 市町村及び都道府県に対し必要な支援を行う。

② 災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

(2) 災害廃棄物の処理に関する特例：市町村の処理の代行

環境大臣は、震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があり、

① 当該市町村の災害廃棄物の処理の実施体制

② 災害廃棄物の処理に関する専門的な知識・技術の必要性

③ 災害廃棄物の広域的な処理の重要性

を勘案して必要があると認められるときは、復興庁の長である内閣総理大臣の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うものとする。

(3) 費用の負担等：市町村負担の軽減

○ 環境大臣が災害廃棄物の処理を代行する場合、処理に要する費用のうち、市町村が自ら災害廃棄物の処理を行った場合に国が市町村に交付すべき補助金の額を除いた額を市町村の負担とする。

○ 国は、市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用（国が処理を代行する場合の市町村負担分も含む。）について

① 必要な財政上の措置を講ずる。

② ①のほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずる。

(4) 国が講すべき措置：6つの措置を明文化

国は、災害廃棄物の処理に関して、

① 災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等

② 再生利用の推進等

③ 災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定等

④ アスベストによる健康被害の防止等

⑤ 海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等

⑥ 津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等

の必要な措置を講ずる。

検討条項

国は、市町村の負担する費用について、国と地方を併せた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずる。